

# **全国後期高齢者医療広域連合協議会**

## **平成 23 年度臨時広域連合長会議**

**平成 23 年 11 月 17 日（木）**

**全国都市会館**

**全国後期高齢者医療広域連合協議会**

# 目 次

## ○会議資料

(ページ)

1 会議次第	1
2 要望書（案）	2

## ○参考資料

1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約	13
2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿	17
3 全国広域連合長等名簿	18
4 全国広域連合所在地等一覧	20

# 会 議 資 料

# 全国後期高齢者医療広域連合協議会

## 平成23年度臨時広域連合長会議次第

日時：平成23年11月17日（木）15:30～16:30

場所：全国都市会館 3階 「第1会議室」

1 開会

2 会長挨拶

3 来賓紹介・来賓挨拶

4 議事

要望書（案）について

5 要望書手交

6 厚生労働省と意見交換

7 閉会

# **【議事】要望書（案）について**

# 後期高齢者医療制度に関する要望書 (案)

平成23年11月17日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度については、高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」を踏まえ、新たな制度の創設に向けて、関連法案を来年の通常国会に提出するために検討されているところである。

しかしながら、現政権において、新たな高齢者医療制度への移行方針や時期が明確に示されず、依然先行き不透明な状況が続いている。

このような中、現行制度が継続される間は、安定した運営を続けていくことが責務であり、現行制度で改善が必要な事項に対しては、早急な対応が必要である。

また、新制度の創設に当たっては、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを望むものである。

現行制度の円滑な運営と新制度の創設に向け、国は、下記に掲げる事項について、特段の配慮をされるよう要望する。

記

# 後期高齢者医療制度に関する重点要望

## 1 現行制度に関する重点要望事項

### (1) 平成24・25年度保険料率改定について

① 現在、国から示されている保険料増額に対する対応に加え、更なる制度改正等、被保険者の負担軽減のための所要な措置を講ずること。

また、現行制度が続く限り保険料軽減措置を継続し、その財源は全額国において負担すること。

② 保険料の大幅な上昇を抑制するために、財政安定化基金拠出額を積み増す場合は、必要とする国の負担を必ず行うこと。

また、都道府県負担分についても、拠出額の積み増しを行いやすいよう、拠出する全額を地方交付税の対象とともに、国から都道府県に対し積み増しの要請を行うこと。

③ 保険料率の大幅な上昇を抑制し、中間所得層の保険料負担の引上げを緩和するため、必要な賦課限度額の引上げを行うこと。

(2) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し改善すること。

(3) あん摩・マッサージ・指圧師及び鍼灸師について

- ① 国及び都道府県に指導・監査権限を付与し、保険者に対しても柔道整復師も含め一定の権限を早急に付与すること。
- ② 近年、大幅に増加している往療料について、国において実態を把握するとともに、支給要件を改善すること。
- ③ 療養費支給申請書（代理受領レセプト）様式について、早期に全国統一化を図ること。

(4) 電算処理システムについて

- ① 標準システム改修及び機器更改について、国としての対応方針を早期に示すとともに、平成25年4月の移行に支障をきたさないよう十分な準備期間を確保すること。  
また、必要な経費は市区町村を含め国において負担し、広域連合に一括して交付すること。
- ② 標準システムには、未だ早期に改善が必要な事項がみられることから、次期改修においては安定的に運用できるシステムを構築すること。

## (5) 東日本大震災について

- ① 東日本大震災で被災した被保険者への、一部負担金免除及び保険料減免措置を平成24年度以降も継続し、国による財政措置を講ずること。

また、特定被災区域等に住所があった者以外についても、被災状況等を踏まえた措置を講ずること。

- ② 平成24・25年度保険料率改定において、東日本大震災による被災地の厳しい経済状況を鑑み、被保険者の保険料負担を抑制（軽減）するため、新たな財政措置又は制度上の措置を講ずること。

- ③ 東日本大震災により増加した葬祭費について、国による財政措置を講ずること。

## 2 新制度に関する重点要望事項

### (1) 新制度の構築について

- ① 新制度の構築に当たっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民に制度改正の理念及び意義の周知を徹底するため、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。
- ② 制度移行に係る業務処理に支障が生じないよう、東日本大震災の影響を勘案した上で、新制度への移行時期及び移行スケジュールについて早急に提示すること。
- ③ 制度移行に必要とされる財源は国において確保すること。

- (2) 今後、医療費負担の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分に行い、世代間及び保険者間の負担調整並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充するとともに、現在の保険料軽減率を法定化すること。  
仮に、負担増となる見直しを行う場合においては、国民的合意を得ること。

- (3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し改善すること。

#### (4) 電算処理システムの構築について

- ① 現行システムからの移行内容、手順及びスケジュールを早期に明らかにし、事務処理体制及び電算処理システムを完全に整えることが可能な準備期間を確保するなど、スムーズな移行が可能となるよう配慮すること。
- ② 多額の費用をかけて構築した後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市区町村システムなどの情報資産を可能な限り活用するとともに、新たに生じるシステム関係経費及びデータ移行に要する経費については、市区町村システムを含め国の責任において全額措置すること。

# 後期高齢者医療制度に関する要望

## 1 現行制度に関する要望事項

(1) 国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。

また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては療養給付に対する定率交付は12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は、保険料率算定時より所得係数が上昇した場合でも財源不足により制度運営が困難とならないよう、国において別枠で確保すること。

(2) 平成24年度の診療報酬改定については、現在の社会情勢を十分に考慮し、被保険者の理解を得られるよう配慮すること。

(3) 後期高齢者医療制度臨時特例基金について、同管理運営要領において記載のない用途間の流用についても認めること。

(4) 保険者機能強化事業の保険料収納対策等に係る補助事業の実績の迅速な情報提供を行うとともに、同事業の補助を今後も継続すること。

(5) 保健事業について

① 健康診査事業の補助基準単価を診療報酬に即した額に増額するとともに、詳細項目（追加項目）についても同事業の対象とすること。

なお健康診査については、「努力義務」から「実施義務」に見直し、国・都道府県・市区町村の費用負担の法制化を図ること。

② 長寿・健康増進事業について、交付基準額の上限を見直すこと。

(6) 日本年金機構が発行する8月分の年金振込通知書について、8月の仮徴収額と同額を10月以降の引き去り額として通知することは、被保険者の混乱を招くことから、年金振込通知書への記載を中止すること。

(7) 特定疾病療養受療証の新規認定に当たり、月末診療開始者は極端に申請期間が短くなることから発効期日は申請月の1日ではなく、一定期間内の申請の場合は、診療開始月の1日からとすること。

(8) 基準収入額適用申請について、公簿等により収入額が確認できる場合は、職権による適用ができるものとすること。

(9) 自己負担割合について、従来の1割及び3割に加え、新たに2割を追加する旨検討すること。

(10) 高額介護合算療養費制度については、従来からの要望に対する回答を踏まえ、保険者等の現場の意見を聞き、早急に制度の見直しを行うこと。また、見直しに当たっては、より簡潔で公平な負担軽減策とすること。

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3項に規定する医療機関等の不正請求による返還金及び加算金について、地方税法の滞納処分の例によることを可能にし、保険者が確実に回収できることとすること。

(12) 高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」に盛り込まれた、次の2点について、新たな制度に先行して実施すること。

① 現行制度においては、「現役世代人口の減少」による現役世代の保険料增加分を75歳以上の高齢者と現役世代で折半し、高齢者の保険料の負担割合を段階的に引き上げる仕組みとなっているが、これを高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。

② 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費に公費負担を導入することにより現役世代からの支援金の負担軽減を図ること。

(13) 広域連合標準システム研究会を定期的に開催し、同システムの改善を進めること。

## **2 新制度に関する要望事項**

- (1) 新制度の運営主体は高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」のとおり都道府県とし、都道府県及び市区町村の役割分担を明確化するとともに、全年齢の都道府県単位化への道筋を示すこと。
- (2) 自己負担限度額の区分判定を分かりやすい判定基準とすること。

平成23年11月17日

厚生労働大臣

小宮山 洋子様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾俊彦

# 参 考 资 料

# 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、全国後期高齢者医療広域連合協議会という。

## (組織)

第2条 本会は、全国の都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をもって組織する。

## (目的)

第3条 本会は、広域連合の連絡提携を緊密にして、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の広域連合の意見集約、国等への意見表明及び広域連合相互の意見交換
- (2) 広域連合長会議及び事務局長会議の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置き、第13条に規定する幹事をもって充てる。

会長 1名

副会長 3名

監事 2名

2 役員の選任方法は、幹事の互選によるものとする。

## (役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後も、新役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期中に市区町村長選挙が行われ、同一人物が市区町村長に当選し、さらに当該広域連合長に当選した場合は、その者が引き続きその任期の期間役員となる。

## (役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名

した副会長が会長の職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(広域連合長会議)

第8条 本会の広域連合長会議は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2 広域連合長会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 広域連合長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 広域連合長会議には、広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(議決事項)

第9条 広域連合長会議は、幹事会の審議を経た次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 予算の承認に関する事項
- (3) 国等に対する要望及び提案に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(委任)

第10条 広域連合長会議は、議決事項の一部及びその権限の一部を幹事会又は会長に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第13条に規定する幹事で構成する。

2 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 幹事会には、幹事である広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、広域連合長会議へ提案する議決事項の審査、広域連合長会議からの委任事項の議決その他意見交換等を行う。

(事務局長会議)

第12条 事務局長会議は、全国の広域連合の事務局長で構成し、会長の属する広域連合の事務局長が議長（以下「事務局長会議長」という。）となる。

2 会長は必要と認めた場合に、事務局長会議長に対し事務局長会議の開催を下命し、事務局長会議長が事務局長会議を招集する。

- 3 事務局長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 事務局長会議は、会長によって求められた事項その他必要な事項を審議する。
- 5 事務局長会議には事務局長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。  
(地域ブロック協議会及び幹事)

第13条 全国を「北海道・東北」、「関東・信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州」の6つの地域ブロックに分けるものとし、当該地域ブロックごとに協議会を置く。

- 2 前項に規定する地域ブロックごとの都道府県は、別表のとおりとする。
- 3 幹事は、地域ブロックごとに1名選出されるものとし、広域連合長をもって充てる。
- 4 幹事の選出方法は、地域ブロックごとに任意に定めるものとする。
- 5 幹事は、地域ブロック内の意見の調整・集約を行うものとし、また、第5条に規定する役員を務め、その任期は役員の任期と同一とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、各広域連合の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 本会の毎年度の歳入歳出予算は、幹事会の議決を経て、広域連合長会議の承認を得るものとする。
- 4 本会の決算は、幹事会の認定に付し、広域連合長会議に報告するものとする。

(分担金)

第15条 各広域連合の分担金の算出方法は、広域連合の数による均等割とする。  
(事務局)

第16条 本会の事務局は、会長の属する広域連合事務局に置く。  
(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

#### 附 則

この規約は、平成21年6月3日から施行する。

別表（第13条関係）

地域ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東・信越	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこおとしひこ 横尾俊彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	あべたかお 阿部孝夫 (川崎市長)	関東・信越ブロック (神奈川県広域連合)
	めかたまこと 目片信 (大津市長)	近畿ブロック (滋賀県広域連合)
	たかぎなおや 高木直矢 (笠岡市長)	中国・四国ブロック (岡山県広域連合)
監事	しかないひろし 鹿内博 (青森市長)	北海道・東北ブロック (青森県広域連合)
	たかはしまさき 高橋まさき (高岡市長)	東海・北陸ブロック (富山県広域連合)

# 全国広域連合長等名簿

平成23年11月17日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
北海道 東北	北海道	高橋 定敏(留萌市長)	空席	藤井 透
	青森県	鹿内 博(青森市長)	空席	柿崎 直春
	岩手県	谷藤 裕明(盛岡市長)	稻葉 暉(一戸町長)	浅沼 秀夫
	宮城県	奥山 恵美子(仙台市長)	佐々木 功悦(美里町長)	中里 豊
	秋田県	穂積 志(秋田市長)	栗林 次美(大仙市長) 齋藤 正寧(井川町長)	岡田 裕一
	山形県	市川 昭男(山形市長)	遠藤 直幸(山辺町長) 安部 三十郎(米沢市長)	齋藤 勝重
	福島県	瀬戸 孝則(福島市長)	古川 道郎(川俣町長)	山内 芳夫
	茨城県	中田 裕(桜川市長)	野高 貴雄(河内町長)	船橋 牧男
関東 信越	栃木県	佐藤 栄一(宇都宮市長)	古口 達也(茂木町長)	須田 道夫
	群馬県	清水 聖義(太田市長)	宮前 鍾十郎(神流町長)	斎藤 豪弘
	埼玉県	須田 健治(新座市長)	関口 定男(ときがわ町長)	清水 英孝
	千葉県	根本 崇(野田市長)	岩田 利雄(東庄町長)	松永 光男
	東京都	西川 太一郎(荒川区長)	濱野 健(品川区長)	合田 進 (副広域連合長)
			北川 穂一(昭島市長)	
			坂本 義次(檜原村長)	
			合田 進(常勤)	
	神奈川県	阿部 孝夫(川崎市長)	山口 昇士(箱根町長)	笛野 康裕
	新潟県	篠田 昭(新潟市長)	吉田 英男(三浦市長)	池上 忠志
	山梨県	堀内 茂(富士吉田市長)	渡邊 廣吉(聖籠町長)	小野 裕実
	長野県	母袋 創一(上田市長)	角野 幹男(昭和町長)	小田切 憲一
			藤原 忠彦(川上村長)	
			小口 利幸(塩尻市長)	
			菅谷 昭(松本市長)	
			伊藤 喜平(下条村長)	
東海 北陸	富山県	高橋 正樹(高岡市長)	米澤 政明(入善町長)	木村 吉成
	石川県	梶 文秋(輪島市長)	杉本 栄藏(中能登町長)	西川 文明
	岐阜県	細江 茂光(岐阜市長)	小川 敏(大垣市長)	箕浦 準二
			尾関 健治(関市長)	
			大山 耕二(中津川市長)	
			中川 満也(垂井町長)	
			岡崎 和夫(池田町長)	
	静岡県	鈴木 尚(富士市長)	原田 英之(袋井市長)	岩崎 卓芳
	愛知県	柴田 紘一(岡崎市長)	村松 藤雄(森町長)	小出 重則
	三重県	前葉 泰幸(津市長)	横山 光明(設楽町長)	齋藤 雅之
			木田 久主一(鳥羽市長)	
			尾上 武義(大台町長)	
			西田 健(紀宝町長)	
近畿	福井県	東村 新一(福井市長)	杉本 博文(池田町長)	三上 明範
	滋賀県	目片 信(大津市長)	橋本 達也(あわら市長)	西田 一廣
	京都府	久嶋 務(向日市長)	村西 俊雄(愛荘町長)	岡嶋修司 (副広域連合長)
			古川 源二郎	
			坂本 信夫(久御山町長)	
			栗山 正隆(亀岡市長)	
			中山 泰(京丹後市長)	
			星川 茂一(京都市副市長)	
			岡嶋修司(常勤)	
			空席	
	大阪府	向井 通彦(泉南市長) ※職務代理者	平松 邦夫(大阪市長)	濱田 邦男
			向井 通彦(泉南市長)	
			吉田 友好(大阪狭山市長)	
			中和 博(能勢町長)	
	兵庫県	西田 正則(たつの市長)	戸田 善規(多可町長)	森田 文明
	奈良県	上田 清(大和郡山市長)	吉田 誠克(大和高田市長)	辰巳哲司
			福西 力(上北山村長)	
			西谷 義則(識見)	
			木下 善之(橋本市長)	
	和歌山県	中村 慎司(紀の川市長)	中山 正隆(有田川町長)	小川 隆生
			奥田 貢(北山村長)	

# 全国広域連合長等名簿

平成23年11月17日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
中国 四国	鳥取県	竹内 功(鳥取市長)	石 操(日吉津村長)	岩垣 宝祥
	島根県	松浦 正敬(松江市長)	山崎 英樹(飯南町長)	角 亨
	岡山県	高木 直矢(笠岡市長)	重森 計己(吉備中央町長)	保崎 博道
			井上 稔朗(赤磐市長)	
	広島県	伊藤 吉和(府中市長)	藏田 義雄(東広島市長)	山本 宏治
			入山 欣郎(大竹市長)	
			吉田 隆行(坂町長)	
			竹下 正彦(北広島町長)	
			山口 寛昭(世羅町長)	
	山口県	野村 興兒(萩市長)	松浦 正人(防府市長)	長田 紀生
	徳島県	原秀樹(徳島市長)	岩浅 嘉仁(阿南市長)	谷口 榮一
			空席	
	香川県	大西 秀人(高松市長)	新井 哲二(丸亀市長)	喜多 広志
			藤井 賢(綾川町長)	
	愛媛県	野志 克仁(松山市長)	佐々木 龍(新居浜市長)	青木 正行
			山下 和彦(伊方町長)	
	高知県	岡崎 誠也(高知市長)	吉岡 珍正(越知町長)	伊藤 博昭
			笛岡 豊徳(須崎市長)	
九州	福岡県	檜原 利則(久留米市長)	南里 辰己(志免町長)	國武 三歳
	佐賀県	横尾 俊彦(多久市長)	秀島 敏行(佐賀市長)	馬場 俊行
			田中 源一(江北町長)	
	長崎県	田上 富久(長崎市長)	松本 崇(大村市長)	高橋 清文
			一瀬 政太(波佐見町長)	
	熊本県	幸山 政史(熊本市長)	荒木 泰臣(嘉島町長)	濱田 祐介
	大分県	釤宮 磐(大分市長)	浜田 博(別府市長)	惣川 一昭
			坂本 和昭(九重町長)	
	宮崎県	黒木 健二(日向市長)	椎葉 晃充(椎葉村長)	宮田 英世
			戸敷 正(宮崎市長)	
	鹿児島県	岩切 秀雄(薩摩川内市長)	川添 健(長島町長)	佐野 義一
	沖縄県	島袋 俊夫(うるま市長)	儀武 剛(金武町長)	島袋 庄一
			古堅 國雄(与那原町長)	

## 全国広域連合所在地等一覧

平成23年11月17日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
北海道 東・北	北海道	〒060-00062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内	011-290-5601 011-210-5022	soumu@iryokouiki-hokkaido.jp
	青森県	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル1階	017-721-3821 017-723-1401	aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp
	岩手県	〒020-8510 盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階	019-606-7500 019-606-7505	soumu@iwate-iryokouiki.jp
	宮城県	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館9階	022-266-1026 022-266-1031	info@miyagi-kouiki.jp
	秋田県	〒010-0951 秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館1階	018-838-0610 018-838-0611	info@akita-kouiki.jp
	山形県	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内	0237-84-7100 0237-85-8530	info@yamagata-kouiki.jp
	福島県	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-528-9025 024-521-0254	kouikirengou@fukushima.email.ne.jp
関・東 信・越	茨城県	〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオスビル1階	029-309-1212 029-309-1126	k08kouiki@union.ibaraki.lg.jp
	栃木県	〒320-0033 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-627-6805 028-627-6809	soumu@kouikirengotochigi.jp
	群馬県	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-256-7171 027-255-1312	info@gunma-kouiki.jp
	埼玉県	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階	048-833-3222 048-833-3471	soumu@saitama-kouikoureい.jp
	千葉県	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内	043-216-5011 043-206-0085	info@kouiki-chiba.jp
	東京都	〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階	03-3222-4475 03-3222-4477	soumu@tokyo-kouiki.jp
	神奈川県	〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-440-6701 045-441-1500	kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp
	新潟県	〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階	025-285-3221 025-285-3315	jim00@niigata-kouiki.jp
	山梨県	〒400-8587 甲府市蓬莱1丁目15番35号山梨県自治会館2階	055-236-5671 055-235-6373	soumu@yamanashi-iryoukouiki.jp
	長野県	〒380-0935 長野市中御所79-5 NOSAI長野会館2階	026-229-5320 026-228-1850	jimukyoku@koukikoureい-nagano.jp
東・海 北・陸	富山県	〒939-2798 富山市婦中町速星754番地 富山市婦中総合行政センター内	076-465-7501 076-465-3967	info@toyama-iryou.jp
	石川県	〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階	076-223-0140 076-223-0144	info@ishikawa-kouiki.jp
	岐阜県	〒501-6111 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 岐阜市柳津地域振興事務所内	058-387-6368 058-218-2275	iryou-kr@gkouiki.jp
	静岡県	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	054-270-5520 054-272-3312	jimukyoku@shizuoka-ki.jp
	愛知県	〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目6番5号国保会館内	052-955-1227 052-955-1298	jimukyoku@aichi-kouiki.jp
	三重県	〒514-0003 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内	059-221-6880 059-221-6881	koukikoureい-mie@union.mie-kokikorei.lg.jp

## 全国広域連合所在地等一覧

平成23年11月17日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
近畿	福井県	〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階	0776-54-6330 0776-52-5720	info@fukui-kouiki.or.jp
	滋賀県	〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館4階	077-522-3013 077-522-3023	soumu@shigakouiki.jp
	京都府	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸5階	075-344-1202 075-344-1251	info@kouiki-kyoto.jp
	大阪府	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル8階	06-4790-2029 06-4790-2030	kouikourei@kouikirengo-osaka.jp
	兵庫県	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号 センタープラザ内	078-326-2612 078-326-2744	jimukyoku@kouiki-hyogo.jp
	奈良県	〒634-0061 橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館7階	0744-29-8430 0744-29-8433	info@nara-kouiki.jp
	和歌山县	〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館9階	073-428-6688 073-428-6677	info@kouiki-wakayama.jp
	鳥取県	〒689-0714 東伯郡湯梨浜町龍島500 湯梨浜町役場東郷支所2階	0858-32-1097 0858-32-1067	kourei@koureikouki-tottori.jp
中・四国	島根県	〒690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター5階	0852-20-2236 0852-21-5551	soumu@shimane-kouiki.jp
	岡山県	〒700-0975 岡山市北区今2丁目2番1号 市町村振興センター3階	086-245-0090 086-245-7277	jimukyoku@kouiki-okayama.jp
	広島県	〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階	082-502-7822 082-502-7844	info@kouiki-hiroshima.jp
	山口県	〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館4階	083-921-7110 083-932-5321	info@yamaguchi-kouiki.jp
	徳島県	〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1	088-677-8856 088-666-0104	soumu@kouikourei-tokushima.jp
	香川県	〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館2階	087-811-1866 087-811-1865	kouiki37-1@ma.pikara.ne.jp
	愛媛県	〒799-2430 松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所3階	089-911-7733 089-911-7735	info@ehime-kouiki.jp
	高知県	〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階	088-821-4525 088-821-4518	info@kouiki.jimusho.jp
	福岡県	〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館5階	092-651-3111 092-651-3120	rengou@fukuoka-kouki.jp
	佐賀県	〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3F	0952-64-8476 0952-62-0150	soumu@saga-kouiki.jp
九州	長崎県	〒850-0875 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階	095-816-3930 095-823-2425	nagasaki-kouikirengo@biscuit.ocn.ne.jp
	熊本県	〒862-0911 熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階	096-368-6511 096-368-6577	kouikoureisya@kumamoto-kouiki.jp
	大分県	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-534-1771 097-534-1778	info@oita-kouiki.jp
	宮崎県	〒880-0804 宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館4階	0985-62-0920 0985-27-7699	kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp
	鹿児島県	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館2階	099-206-1397 099-206-1395	info@kagoshima-kouiki.jp
	沖縄県	〒904-1192 うるま市石川石崎1-1 うるま市石川庁舎3階	098-963-8011 098-964-7785	soumu@kouiki-okinawa.jp

《メモ》

---

---